

2011年04月22日

「マネジメントシステム認証ガイド（認証の移転）」の改定のお知らせ

「マネジメントシステム認証ガイド（認証の移転）」を下記の通り改定しましたのでお知らせします。

記

1.対象文書

G00011 マネジメントシステム認証ガイド（認証の移転）

2.版及び改定年月日

版：R04

改定年月日：2011年4月22日

3.改定内容及び改定理由の概要

J A B 及び J I P D E C 認定機関の組織名称変更の反映

公益財団法人 日本適合性認定協会への変更

一般財団法人 日本情報経済社会推進協会への変更

4.改定内容及び改定理由の詳細

個々の変更内容の対比及びその変更理由は、添付の「マネジメントシステム認証ガイド（認証の移転）新旧対比表」の通りです。

マネジメントシステム認証ガイド（認証の移転）新旧対比表

頁	新	旧	変更理由
3	<p>公益財団法人 日本適合性認定協会</p> <p>一般財団法人 日本情報経済社会推進協会</p>	<p>財団法人 日本適合性認定協会</p> <p>財団法人 日本情報処理開発協会</p>	<p>財団法人としての認定審査結果による。</p>

マネジメントシステム認証ガイド (認証の移転)

(財)防衛調達基盤整備協会

システム審査センター

<目次>

第1章 総則	3
1.1 ガイドの目的	3
1.2 用語の定義	3
第2章 マネジメントシステムのレビュー.....	3
2.1 レビュー項目	3
2.2 事前協議	4
2.3 認証移転申請	4
2.4 マネジメントシステムマニュアルの提出	4
2.5 移転レビュー	5
2.6 特別の審査	5
2.7 未処置不適合及び是正処置	5
2.8 審査報告書の作成	6
2.9 認証移転可否の判定及び通知	6
2.10 初回審査又は再認証審査を必要とする場合	6
2.11 認証書の発行	6
2.12 審査費用の請求と納付.....	6
2.13 審査報告書の取扱い	6
2.14 IAQG - OASISへの登録(JIS Q 9100認証の場合)	7
第3章 認定シンボル等及び認証書の取扱い	7
3.1 認定シンボル等の使用	7
3.2 認証書の取扱い	7
第4章 認証の一時停止及び取消し等	7
4.1 認証の一時停止	7
4.2 認証の取消し	8
4.3 認証書の返却	8
第5章 審査に対する権利と義務	8
5.1 審査に対する協力義務	8
5.2 苦情の記録の閲覧	9
第6章 異議及び苦情の申立て	9
6.1 異議申立て	9
6.2 苦情申立て	9
第7章 認証移転後の認証の維持	9
7.1 認証の維持	9

第1章 総 則

1.1 ガイドの目的

このガイドは、財団法人 防衛調達基盤整備協会 システム審査センター（以下「BSK」という。）以外の認証機関が発行した現在有効な顧客の次のマネジメントシステム認証書について、認証の移転をするために必要なレビュー手順及び遵守すべき事項について規定したものです。

品質マネジメントシステム認証書

航空宇宙品質マネジメントシステム認証書

環境マネジメントシステム認証書

情報セキュリティマネジメントシステム認証書

1.2 用語の定義

このガイドで使用する用語の定義は、JIS Q 9000「品質マネジメントシステム - 基本及び用語」、JIS Q 17000「適合性評価 - 用語及び一般原則」及びJIS Q 17011「適合性評価 - 適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」によるほか、次によります。

(1) 被認証組織

マネジメントシステムが認証された組織

備考：顧客は、JIS Q 9000 3.3.1でいう 組織（organization）と同義語である。本ガイドでは、認証機関から見た「認証提供の依頼者」及び「被認証組織」を顧客と表現します。

(2) 公平性

客観性が実在し、かつ、そのように認識されていること。

第2章 マネジメントシステムのレビュー

2.1 レビュー項目

BSKは、以下のマネジメントシステム - 要求事項に基づく顧客のマネジメントシステムについて、調査書及び顧客への訪問によりJIS Q 19011:2003 (ISO 19011:2002)「品質及び/又は環境マネジメントシステム監査のため指針」に従い、次の項目について、レビューを行います。

マネジメントシステム - 要求事項

- ・ JIS Q 9001 : 2000 品質マネジメントシステム - 要求事項
- ・ JIS Q 9100 : 2004 品質マネジメントシステム 航空宇宙 要求事項
- ・ JIS Q 14001 : 2004 環境マネジメントシステム 要求事項及び利用の手引き
- ・ JIS Q 27001 : 2006 情報技術 セキュリティ技術 セキュリティマネジメントシステム 要求事項

- (1) 登録された顧客の活動が、公益財団法人 日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又は一般財団法人 日本情報経済社会推進協会（以下「JIPDEC」という。）からBSKが認定

された認証範囲に属していることの確認

- (2) 認証の移転を希望する理由
- (3) 移転の対象となる認証書が、国際認定機関フォーラム（IAF）の相互承認済の認定機関の認定を受けた認証機関が発行し有効であることの確認（真正の登録証であること、有効期間の有効性、認証範囲の活動と該当サイトの活動との整合性）
- (4) 初回審査又は再認証審査の報告書、その後のサーベイランス報告書及びそれらの審査で指摘された未完結の不適合についての検討
- (5) 顧客が受けた苦情及び取った処置
- (6) 元の認証機関が用いた認証登録パターンと現在の段階

2.2 事前協議

- (1) 認証移転を希望する顧客とBSKは、移転の可能性（BSKは、対象とする認証書の認証範囲に該当する経済活動分類をJAB又はJIPDECから認定されているか、また、顧客に対しては、認証書が有効なものであるか）について事前に調整し、双方で受入可能性について協議します。また、レビューの内容について必要な説明並びに申請に関する情報提供を行います。
- (2) BSKは、顧客から要望があれば事前協議に基づき、認証の移転に係わる費用の概算見積書を提示します。ただし、概算見積書を提示できない事由がある場合は、その旨顧客に通知します。

2.3 認証移転申請

- (1) BSKは、事前協議を行った後、認証の移転申請に必要な次の資料（以下「申請資料」という）を顧客に送付いたします。
 - ア 認証移転申請書
 - イ 該当する認証ガイド
 - ウ 認証合意書（2通）
- (2) 顧客は、送付を受けた認証合意書及び認証ガイドの内容について確認し、同意のうえ、認証移転申請書及び認証合意書（2通）に申請責任者の記名・押印をしてBSKに返送していただきます。また、認証移転申請書については、電子データをメールにてBSKへご送付下さい。
- (3) BSKは、顧客から送付を受けた申請資料に基づき、認証移転審査に関する費用の見積りを行い、見積書及び認証合意書（1通）を顧客に送付いたします。
- (5) 認証業務の契約は、顧客から送付を受けた認証合意書2通にBSKが記名・押印した段階で成立します。
- (6) 前(3)の見積書及び認証合意書（1通）の送付に併せて申請料の請求をさせていただきます。

2.4 マネジメントシステムマニュアルの提出

顧客は、既に確立し、文書化し、実施されている適用規格に適合する次のマネジメントシステムマニュアルを訪問レビューの2週間前までに送付していただきます。

品質マネジメントシステムマニュアル（以下「品質マニュアル」という。）

航空宇宙品質マネジメントシステムマニュアル（以下「品質マニュアル」という。）

環境マネジメントシステムマニュアル（以下「環境マニュアル」という。）

情報セキュリティマネジメントシステムマニュアル（以下「ISMSマニュアル」という。）

2.5 移転レビュー

2.5.1 文書のレビュー

提出された申請書及び品質マニュアルについて、認証の移転に支障がないか、適用規格、認証の範囲、適用サイト等について文書のレビューをします。

2.5.2 事前調整

- (1) 訪問レビューをスムーズに行うために、チームリーダーが必要に応じ顧客を訪問又は顧客がBSKへ来訪していただき、レビューに必要な審査報告書及びレビュースケジュールなどの細部を調整のうえ、準備をお願いします。
- (2) 前(1)の打合わせ結果に基づき訪問レビューを準備します。

2.5.3 訪問によるレビュー

- (1) 審査は、あらかじめ依頼した審査報告書、不適合処理状況及び関連する資料の提出を求め検討します。検討書類としては、関連文書及びチェックリストなども含まれます。
- (2) 完了していない不適合又は潜在的な問題がある場合は、顧客と協議いたします。
- (3) BSKは、審査の途中において、良好な結果が最終的に得られないと判断した場合は、速やかにその旨を顧客に通知します。
この場合には、顧客と協議のうえで、別途、特定の問題のある部門/規格条項に集中した審査を行うか、初回審査又は再認証審査を行うかを報告書として顧客に通知します。BSKは、その時点までの審査に要した経費を申し受けます。

2.6 特別の審査

過去の審査報告書の検討の結果、潜在的な問題、特定の部門あるいは要求事項の内ある特定の項目に問題がある場合、問題のある領域に集中した審査を行い、問題点を是正することにより登録の適切性についての疑いを排除するため、1～2人・日の審査を行うことがあります。

2.7 未処置不適合及び是正処置

2.7.1 未処置不適合

- (1) 未処置不適合がある場合は、すべての是正処置の完了を確認するまで認証の移転をすることはできません。
- (2) 不適合通知書に顧客の管理責任者の署名及び是正処置完了予定日を記入していただき、期日までに是正処置を完了のうえ、回答していただきます。（回答は原則として30日以内とします。）

2.7.2 是正処置の取扱い

是正処置の取扱いは、次によります。

- (1) レビュー時点で確認される是正処置
訪問レビュー終了時点までに、チームリーダーが是正処置の妥当性を確認します。
- (2) 訪問レビュー終了時点までに確立されない是正処置

チームリーダーは前(1)の是正処置の妥当性を書類審査で確認し、次回のサーベイランス又は再認証審査でその有効性を確認することを基本としますが、必要に応じて是正処置確認のためのフォローアップ審査を実施します。この場合、BSKは顧客に対し日程の調整をいたします。

- (3) すべての不適合について、是正処置が正しく実施されていることの確認が終了しなければ認証書の発行はできません。

2.8 審査報告書の作成

審査チームは、是正処置の回答の妥当性を確認後、直ちに認証移転レビュー報告書（以下「審査報告書」という。）を作成し、BSKのマネジメントシステム判定委員会に報告します。

2.9 認証移転可否の判定及び通知

- (1) 認証移転可否の判定は、審査報告書に基づきBSKのマネジメントシステム判定委員会において行われます。
- (2) 判定結果は、判定委員会終了後速やかに顧客に文書で通知します。その後、審査報告書を顧客に送付いたします。

2.10 初回審査又は再認証審査を必要とする場合

- (1) 過去の審査報告書を検討した結果、多くの項目に登録の適切性に疑問がある場合は、認証サイクルにおける現在の段階に応じた、初回審査又は再認証審査が必要であることを報告書に記載します。記載にあたり事前に顧客に対し状況を説明いたします。
- (2) 初回審査又は再認証審査を実施する場合は、新たな顧客として別途申請をいただき処置することになります。

2.11 認証書の発行

- (1) BSKは、判定委員会において「認証移転可」と判定された場合、BSKの登録簿（認証リスト）に登録します。また、顧客がJAB又はJIPDECに登録を希望する場合は、JAB又はJIPDECへの登録を行うとともに、顧客が希望する枚数のマネジメントシステム認証書（以下「認証書」という。）を発行いたします。
- (2) 認証書には、適用規格、認証範囲、認証年月日、有効期限等が明記されます。
- (3) 認証書の有効期間は3年間ですが、移転前認証書の残りの有効期間を継承します。
- (4) BSKは認証書を発行した顧客名、所在地及び認証範囲などを含む登録簿を作成し、定期的に公示する権利を保有します。

2.12 審査費用の請求と納付

BSKは、移転レビューの判定委員会終了時に顧客に認証移転料を請求します。請求に基づき認証移転料の納付をしていただきます。

2.13 審査報告書の取扱い

顧客は、顧客のお客様等から審査報告書の提出を求められた場合は、次の事項を守って下さい。

- (1) 提出は、BSKから送付されたフルセットを基本とします。

- (2) 使用用途を明確にし、配布管理を適切に行ってください。
- (3) 審査報告書の著作の帰属は、BSKに帰属します。

2.14 IAQG-OASISへの登録（JIS Q 9100 認証の場合）

JIS Q 9100の認証移転にあたっては、認証の条件としてのIAQG-OASISへの登録が義務付けられています。

参考 IAQG-OASISとは、IAQG(国際航空宇宙品質グループ)の合意に基づき、航空宇宙品質マネジメントシステム規格に対して、認証機関が実施した顧客の認証登録に関するデータを、電子的な方法を通じて世界で一元的に把握し、閲覧可能にするために、IAQGが開発し構築したデータベースのことです。

- ・IAQG:International Aerospace Quality Group
- ・OASIS:Online Aerospace Supplier Information System

第3章 認定シンボル等及び認証書の取扱い

3.1 認定シンボル等の使用

JABの認定シンボル並びにBSKのマーク（以下「認定シンボル等」という。）を使用する場合の遵守事項及び使用条件等についてはP080401「認証の引用及びマーク使用規定」の定めによります。

3.2 認証書の取扱い

3.2.1 認証書等の使用禁止

認証を授与された顧客は、次のいずれかに該当する場合、認証書及び認定シンボル等の掲示又は、その他の使用を禁止します。

- (1) 認証の失効、一時停止又は取消し時
- (2) 顧客がマネジメントシステムを変更し、BSKが承認していない場合
- (3) BSKによって改正された規則が遵守されなかった場合
- (4) 認証されたマネジメントシステムに悪影響を及ぼす恐れがあると、BSKが判断した場合

3.2.2 認証書の誤用

BSKは、顧客が認証書を不適切に引用又は、誤解を招くような方法で使用した場合は、是正処置の要求又は公表など、必要な処置を講ずることがあります。

第4章 認証の一時停止及び取消し等

4.1 認証の一時停止

- (1) BSKは、次のいずれかに該当する場合、認証書の有効期限内であっても、認証を一時停止することがあります。この場合、認証は一時無効となります。
- ア 顧客のマネジメントシステムがその有効性に関する要求事項を含む認証要求事項に対し、常態化した不適合又は重大な不適合がある場合
 - イ サーベイランス審査又は再認証審査の実施を受入れない場合
 - ウ 顧客が自ら一時停止を希望した場合
 - エ 製品（製品の包装を含む。）に認定シンボル等を表示し、是正処置が講じられるまでの間
 - オ 認証書を誤用し、是正処置が講じられるまでの間
 - カ 合意された期間内に不適合の是正が図られない場合、是正処置が講じられるまでの間
 - キ BSKの「認証ガイド」の規定が遵守されなく、また、その是正処置が講じられるまでの間
 - ク 顧客による意図的な法令違反等、不適切な活動があった場合
- (2) 顧客は認証が一時停止となった場合、認証の引用を含む広告宣伝（ウェブサイト等を含む。）はできません。

4.2 認証の取消し

- (1) BSKは、次のいずれかに該当する場合は、認証を取消すことができます。
- ア 前4.1の是正処置が6か月以内に講じられない場合
 - イ 前ア不適合の再発の場合
 - ウ 前4.1(1)アの場合、要求事項に適合しないこれらの部分が除外されるように顧客の認証範囲を縮小する。
 - エ 支払条件が満たされない場合
 - オ 顧客からBSKによる認証を取り止める旨の申し出があった場合
- (2) 認証の取消しが決定した場合、BSKは直ちに認証書及び認定シンボル等原版を回収し、登録簿から登録を削除します。
- (3) 顧客は認証が取消された場合、認証が引用されている全ての広告物の使用を中止していただきます。
- (4) 顧客は、認証取消し後、改めて認証を希望する場合は、認証申請書を再提出し再審査を受審していただきます。

4.3 認証書の返却

- (1) 認証書の改定又は再認証により新認証書を受領した場合は、旧認証書をBSKへ返却していただきます。
- (2) 認証の一時停止又は取消しを受けた場合は、認証を引用している全ての宣伝・広告を中止し、BSKへ認証書を返却していただきます。

第5章 審査に対する権利と義務

5.1 審査に対する協力義務

- (1) BSKの移転レビューを受けるにあたり、顧客はBSKの審査員に対し、認証移転前に実施した初回審査、サーベイランス、再認証審査、変更審査及び特別審査に関連するすべての文書、設備、要員並びに記録類についての提示、立入り、接触及び閲覧を許可していただきます。

5.2 苦情の記録の閲覧

顧客は、外部から受けたすべての苦情について、適切な是正処置による対策を確立し、その結果及び効果を記録し、管理しなければなりません。B S Kの審査員が移転レビューのため訪問したときに必要に応じてそれらの記録を利用できるよう準備をお願いします。

第6章 異議及び苦情の申立て

6.1 異議申立て

- (1) 顧客が希望する認証に関して、B S Kが行った以下の不利な決定について、次に該当する場合は、異議等申立てができます。
 - ア 申請受理の拒否
 - イ 審査段階に進むことの拒否
 - ウ 是正処置処置の要求
 - エ 認証範囲の変更
 - オ 認証の拒否、一時停止又は取消しに関する決定
 - カ その他認証取得を阻む行為
- (2) 異議申立てにあたっては、申立て案件が発生してから30営業日以内に書面でB S K宛にご提出下さい。B S Kの規定により公平かつ客観的に処理します。
(営業日とは、B S Kの出勤日をいいます。)
- (3) 異議申立ての処理については、受理、進捗状況及びそれまでに決まった事項の情報を提供します。また、異議申立ての処理が終了した場合、処理終了を正式に申立て者に通知します。

6.2 苦情申立て

- (1) 苦情とは、B S Kの認証活動の利用者が、B S Kの活動又はB S Kに認証された顧客に関係ある事項に対する不満足等に対するB S Kの決定に同意できないことをB S Kに対して原則として文書で申立てをすることをいいます。
- (2) 苦情の申立ては、申立て案件が発生してから30営業日以内に書面でB S K宛に提出され、B S Kの規定により公平かつ客観的に処理されます。
- (3) 苦情申立ての処理にあたり、顧客に係る事項の場合、必要に応じて顧客から情報を提供していただく場合があります。

第7章 認証移転後の認証の維持

7.1 認証の維持

認証移転後の認証の維持審査（航空宇宙移行審査、サーベイランス審査、再認証審査等）並びに維持に関連する本ガイド（認証移転）以外の事項については、次の「マネジメントシステム認証ガイド」を適用します。

GQA00001 品質・航空宇宙品質マネジメントシステム認証ガイド

GE00001 環境マネジメントシステム認証ガイド

GI00001 情報セキュリティマネジメントシステム認証ガイド

お知らせ

当センターが発行するマネジメントシステム認証ガイド、基準料金表、登録簿の変更については、当センターのホームページ (<http://www.bsk-z.or.jp>) に掲載しています。